

# 工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和6年12月  
京都市上下水道局

## 目 次

<b>1. 本ガイドラインの目的</b>	1
<b>2. 設計変更における基本事項</b>	1
(1) 基本的な考え方	1
(2) 設計変更でなく、原則、別工事として対応するもの	1
(3) 設計変更の基準	2
<b>3. 設計変更が不可能なケース</b>	2
<b>4. 設計変更の対象となる事項</b>	3
<b>5. 設計変更における留意事項</b>	3
(1) 発注者の留意事項	3
(2) 受注者の留意事項	6
<b>6. 設計変更の具体的な事例及び手続</b>	6
(1) 設計図書と工事現場の状態が一致しない場合	6
(2) 設計図書の表示が明確でない場合	6
(3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的 又は人為的な施工条件が実際と相違する場合	7
(4) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特 別な状態が生じた場合	8
(5) 発注者が必要と認め変更する場合	9
(6) 工事の全部又は一部を中止する必要性が生じた場合	9
(7) 請負代金額の変更に代える設計図書の変更	10
(8) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	10
<b>7. 設計変更手続きフロー</b>	12
<b>8. 関連事項</b>	13
(1) 「条件明示」と「自主施工の原則」について	13
(2) 仮設、施工方法における任意と指定の取扱い	13
(3) 交通誘導警備員の取扱い事例	15
(4) 不適切な取扱いの事例	16
(5) 承諾図書の協議における設計変更手続	18
(6) 設計変更に関する工事請負契約約款	19

## 1. 本ガイドラインの目的

京都市上下水道局では、市民生活や経済活動の基盤となる上下水道施設の整備・維持管理を行うため、様々な工事を実施している。

上下水道工事は、上下水道管が地中に埋設されていること等から、地形、地質、湧水などの自然的な制約条件、市街地においては騒音、振動、交通の確保、地元要望等の社会的な制約条件がある中で工事を実施しなければならない。

そのため、あらかじめ必要な調査、検討を行ったうえで工事を発注したとしても、予測できない事態や設計と現場における施工条件の相違が発生することがあり、その状況に応じて設計を変更すること（以下「設計変更」という。）が必要となる場合がある。

本ガイドラインは、当局の工事請負契約約款（以下「約款」という。）の内容を踏まえ、設計変更を行う際の留意事項や具体的な事例を示すことで客観性、合理性を確保したうえで、統一的な運用を図ることにより、設計変更の適正化・円滑化を目的とするものである。

## 2. 設計変更における基本事項

### (1) 基本的な考え方

設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合、又はやむを得ない場合に行う。その結果、請負代金の額や工期に変更が生じたときは、適切に契約変更を行わなければならない。

### (2) 設計変更ではなく、原則、別工事として対応するもの

- ア 当該工事の目的を超えて、当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加するもの
- イ 当初の工事目的と関係のない工事種別（以下「工種」という。）を追加するもの
- ウ 別の工事で、施工すべき工種の追加
- エ 変更請負見込み額が、当初請負代金額の3割を超える設計変更 ※

### ※ 変更請負見込み額が当初請負代金の3割を超える場合の取扱い

国の通知（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日建設省東地発第31号の2））においては、変更見込金額が請負代金額の3割を超える工事について、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とすることが示されており、本通知に則った対応を徹底すること。

ただし、発注者の指示等により実施が決定し、施工が進められており、変更見込金額が当初請負代金額の3割を超えることが見込まれるにもかかわらず設計変更に応じないこと、又は設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

### (3) 設計変更の基準

#### ア 事前承認を必要とする事項

変更見込金額が請負代金額の2割を超える設計変更が生じた場合は、施工前に「設計変更承認伺い」による承認を受けなければならない。

ただし、設計変更後の請負代金額が1,000万円未満の工事については、事前承認の対象としない。

#### イ 設計変更協議で対応する事項

上記アの場合を除く設計変更については、施工担当課と設計担当課で「設計変更協議」を行い、変更内容を確認し、工事完了時に変更内容を一括して契約変更を行うことができる。

#### ウ 設計変更審査委員会の審査を必要とする事項

請負代金額が4億円を超える工事（設計変更後の予定請負代金額が4億円を超える工事を含む。）について、次の各号に該当する場合に設計変更審査委員会が必要な事項を審査するものとする。

- (ア) 変更見込金額が請負代金額の2割を超える設計変更が生じた場合
- (イ) その他委員会で審査を必要とする重大な設計変更が生じた場合

### 3. 設計変更が不可能なケース

次の場合においては、原則として設計変更できない。

- (1) 文書による「指示書」又は「協議書」がない場合
- (2) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工した場合
- (3) 発注者と「協議」を行っているが、発注者からの協議の回答がない時点で施工した場合
- (4) 発注者と「協議」を行い、「承諾」のうえで施工した場合  
例) 受注者が自らの都合により、発注者の仕様を上回る品質、規格、施工方法等を採用した場合
- (5) 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められた所定の手続を経していない場合  
(約款第20条～28条、共通仕様書1-1-1-15～1-1-1-17（設備1-1-20～1-1-22）)
- (6) 総合評価方式の入札において、受注者からの技術提案資料等に記載された内容に基づくもの。ただし、予期することのできない条件変更等により受発注者間の協議で合意したものを除く。

#### 4. 設計変更の対象となる事項

設計変更の対象となる主な事項は、約款において表1のとおり規定している。

表1 主な設計変更の対象となる事項とその根拠条文

設計変更の対象事項	根拠条文（約款）
1 設計図書と工事現場の状態が一致しない場合	第20条第1項第1号
2 設計図書の表示が明確でない場合 (図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤びゅう又は脱漏があることを含む)	第20条第1項第2号
3 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合	第20条第1項第3号
4 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合	第20条第1項第4号
5 発注者が必要であると認める設計図書の変更をする場合	第21条
6 工事の中止	第22条

#### 5. 設計変更における留意事項

##### (1) 発注者の留意事項

ア 設計図書は、入札条件の前提となるものであり、これを契約後に安易に変更することは、契約内容の同一性を失わせ、入札の公平性を損なうとともに、受注者の本市に対する信頼を失うことになる。そのため、当初設計を行うに当たっては十分な現地調査、地元調整等を行うこと。

イ 設計変更は、当初設計段階において予測不可能な地質条件、自然条件等の現場条件の変更等、余儀なく行うことが生じた場合に限ること。

ウ 設計図書には、適切に施工条件を明示し、施工及び設計変更等が円滑かつ適正に行われるよう努めること。(「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号)における表2「明示項目及び明示事項(案)」等を参考に必要に応じて記載すること。)

エ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面(工事打合せ簿等)で行うこと。(約款第11条第4項【監督員】)

オ 受注者から設計図書について確認の請求があった場合は、受注者の立会いのうえ、調査を行うこと。(約款第20条第2項【条件変更等】)

表2 明示項目及び明示事項（案） 条件明示について（H14.3.28 国交省）抜粋

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>7. 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> </ol>

	<p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容・期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1. 工事事務機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</p> <p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6. 工事事務電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>

その他（当局独自の項目）

明示項目	明 示 事 項
	<p>1. 部分引渡しを行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>2. 部分使用や部分引渡し等に係る検査等の確認方法</p>

## (2) 受注者の留意事項

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、約款第20条第1項に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- イ 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議し、発注者の書面による指示に従い施工するものとし、受注者独自の判断で施工してはならない。

## 6. 設計変更の具体的な事例及び手続

### (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しない場合（約款第20条第1項第1号）

#### ア 具体的事例

- (ア) 設計書、図面、仕様書、共通仕様書、質問回答書の内容と工事現場の状態が一致しない場合（ただし、これらに優先順位が定められている場合は除く）

#### イ 設計変更の手続

- (ア) 受注者は、約款第20条第1項に基づき、その旨を監督員に通知する。
- (イ) 発注者は、約款第20条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

### (2) 設計図書の表示が明確でない場合（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤りゅう又は脱漏があることを含む）（約款第20条第1項第2号）

#### ア 具体的事例

##### 【土木】

- (ア) 図面と設計書（又は特記仕様書）で材料の規格が一致しない場合
- (イ) 図面と設計書で構造寸法が一致しない場合
- (ウ) 図面と設計書で数量が一致しない場合
- (エ) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- (オ) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- (カ) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合
- (キ) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- (ク) 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- (ケ) 使用する材料の規格（種類や強度）が不明確な場合

##### 【機械・電気設備】

- (ア) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、反応タンク内の堆積汚泥の除去に関する条件が明示されていない場合

- (イ) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、施設停止の可否に関する条件明示がない場合
- (ウ) 工事中配管の設置に関する記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、大規模な配管の設置が必要な場合
- (エ) 配管保温の記載はあるが、仕様の明示がなく、現場条件から客観的に見て、特別な凍結対策が必要となる場合
- (オ) 「必要なもの一式」等の抽象的な記載があるが、具体的な仕様の明示がなく、想定外の過度の施工が必要となる場合

#### イ 設計変更の手続

- (ア) 受注者は、約款第 20 条第 1 項に基づき、その旨を監督員に通知する。
- (イ) 発注者は、約款第 20 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

#### ウ 調査と設計図書の訂正又は変更

以下に示す事項は発注者が行う。

- (ア) 図面間の相違については、整合を図るよう訂正する。
- (イ) 図面と設計書の内容が異なる場合においては、
  - ① 構造計算書等、計算書の結果が設計書に適切に反映されているか確認する。
  - ② 設計書が正しく、図面に誤りがある場合は図面を訂正する。
  - ③ 図面が正しく、設計書に誤りがある場合は設計書を変更する。
- (ウ) 設計図書で条件明示すべき内容に誤り又は記載漏れがある場合は、設計図書を訂正する。
- (エ) 条件明示により工事目的物の変更を伴う場合は設計変更の対象とする。

### (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合（約款第 20 条第 1 項第 3 号）

#### ア 具体的事例

##### 【土木】

- (ア) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- (イ) 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- (ウ) 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数が道路使用許可条件と一致しない場合
- (エ) 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない場合
- (オ) 前述（2）の手続により行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- (カ) 設計図書に明示された防食塗装の既設躯体補修の内容が現地条件と一致せず、当初設計を大幅に超える断面補修等が必要となる場合

**【機械・電気設備】**

- (ア) 設計図書に明示された施工方法が現地条件と一致せず、現場条件から客観的に見て、別の工事仮設備が必要となる場合
- (イ) 設計図書に使用可能と明示された既存設備が実際には使用できず、新たに代替仮設備が必要となる場合
- (ウ) 設計図書に再利用と明示された部品が実際には老朽化のため使用できず、新たに製作が必要となる場合

イ 設計変更の手続

- (ア) 受注者は、約款第 20 条第 1 項に基づき、その旨を監督員に通知する。
- (イ) 発注者は、約款第 20 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

ウ 調査と設計図書の修正又は変更

以下に示す事項は発注者が行う。

- (ア) 受注者に当初設計の内容が実際の工事現場で採用できないことを説明する資料の提出を要求する。
- (イ) 現地条件を用いることにより工事目的物の変更を伴う場合は設計変更の対象とする。  
例えば、地下埋設物の位置が当初設計と異なることにより目的構造物の位置を変更する場合は、これに伴う図面及び数量の変更が必要となる。  
また、土質条件や地下水位等の変更に伴い、
  - ① 掘削機械や推進機等、使用機材の形式又は能力の変更
  - ② 土留め材の形式・規格や寸法の変更
  - ③ 水替え工に使用するポンプ能力の変更
  - ④ 地盤改良工の範囲及び薬剤使用量の変更等、設計図書（図面・設計書等）の変更が必要となる。
- (ウ) 設計に用いる条件を確認するため、新たな調査や試験等が必要となる場合、それらの調査及び試験等の追加は設計変更の対象とする。

**(4) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第 20 条第 1 項第 4 号）**

ア 具体的事例

**【土木】**

- (ア) 工事現場において一部に軟弱な地盤があり、地盤改良の必要が生じた場合
- (イ) 予期することができなかった騒音規制、交通規制のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境保護運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害があった場合

**【機械・電気設備】**

- (ア) 他工事（土木・建築）にて予期しない不整合が生じた場合

(壁開口がなく配管ルートの変更を余儀なくされた場合)

イ 設計変更の手続

- (ア) 受注者は、約款第 20 条第 1 項に基づき、その旨を監督員に通知する。
- (イ) 発注者は、約款第 20 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

ウ 調査と設計図書の修正又は変更

以下に示す事項は発注者が行う。

- (ア) 現場で追加調査を実施し、調査の結果を基に形式や施工方法等、設計内容の変更が必要となる場合は、設計図書を変更する。

(5) 発注者が必要と認め変更する場合 (約款第 21 条)

ア 具体的事例

- (ア) 地元調整の結果、施工範囲、施工時期、施工日を変更する場合
- (イ) 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- (ウ) 警察、河川・鉄道等の管理者、電気・水道・ガス等の企業者との協議により、施工内容の変更、工種の追加を行う場合
- (エ) 関連する工事の影響により施工条件が変化したことに伴い、施工内容を変更する場合
- (オ) 使用材料を変更する場合

イ 設計変更の手続

- (ア) 発注者は、約款第 21 条に基づき設計変更の必要性について判断する。
- (イ) 発注者は、約款第 21 条に基づき設計図書を変更し、受注者にその内容を通知する。

(6) 工事の全部又は一部を中止する必要がある場合 (約款第 22 条)

受注者の責に帰すことができない事情により、工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したことに伴い、受注者が工事を施工できないと認められる場合。

ア 具体的事例

- (ア) 設計図書に工事着工時期が定められた場合において、その期日までに受注者の責によらない事情で着工できない場合
- (イ) 警察、河川・鉄道等の管理者との協議が未了の場合
- (ウ) 警察、河川・鉄道等の管理者との協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- (エ) 受注者の責によらない何らかのトラブル (地元調整等) が生じた場合
- (オ) 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- (カ) 予見できない事態が発生した (地中障害物の発見等) 場合

- (キ) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行ができない場合
- (ク) 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

イ 設計変更の手続

- (ア) 発注者は、約款第 22 条第 1 項又は第 2 項に基づき、工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止し、この旨を受注者に通知する。
- (イ) 受注者は、共通仕様書に基づき、施工計画書（変更）を作成し、発注者に提出する。
- (ウ) 発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数を吟味し、施工計画書（変更）を承諾する。
- (エ) 受注者は、承諾された施工計画書に基づいた施工を実施する。
- (オ) 発注者は、承諾した施工計画書（変更）に基づき、監督及び設計変更を実施する。

(7) 請負代金額の変更に代える設計図書の変更（約款第 33 条）

発注者は、予算の制約等により請負代金額の増額ができないとき、代わりに設計図書を変更し、当初の請負代金額又は発注者の負担し得る範囲内の増額に相応する工事量に変更することができる。

(8) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

ア 設計図書の照査に関する規定（土木工事共通仕様書 1-1-1-3（設備 1-1-3））

2. 設計図書の照査（抜粋）

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 20 条第 1 項第 1 号から第 4 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

イ 共通仕様書に示される受注者が作成する資料（確認できる資料）の範囲

- (ア) 現場地形図 . . . . . 実測横断図
- (イ) 設計図との対比図 . . . . . 当初設計図への現地盤線等の作図
- (ウ) 取合い図 . . . . . 当初設計図への既設構造物の追記
- (エ) 施工図 . . . . . 実施工程上問題となる施工資料
- (オ) 更なる追加資料 . . . . . 現地の事実が確認できない場合に限り要求できる。

※ 上記の資料には、新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まない。受注者の照査の結果、更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

ウ 設計図書の照査の範囲をこえるもの（具体的事例）

（ア） 新たな設計図の作成が必要なもの

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれるものとする。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの

（イ） 構造計算等が伴うもの

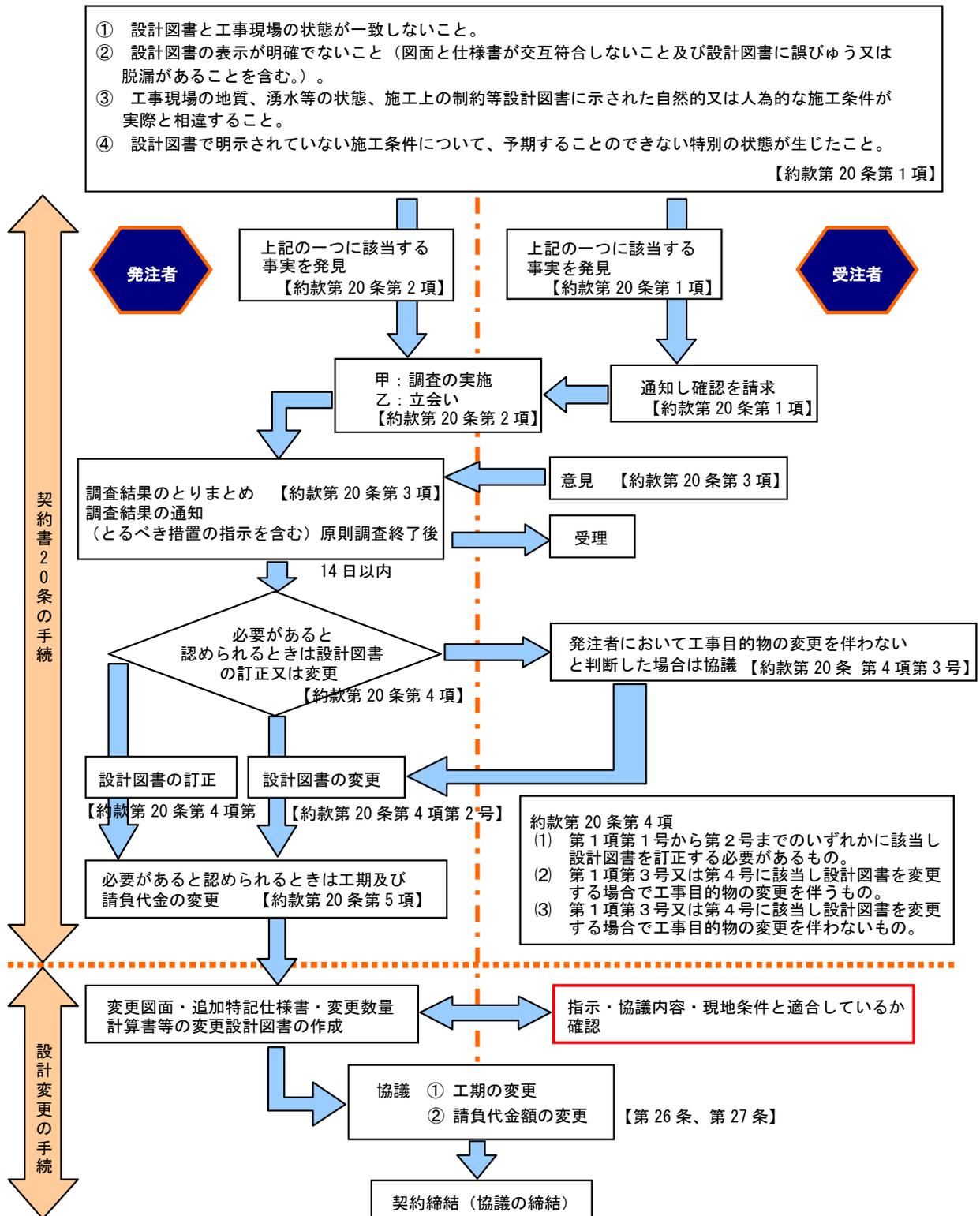
- ① 構造物の位置や計画の高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
- ② 構造物の載荷の高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
- ③ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と異なる場合で構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- ④ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ⑤ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- ⑥ 既設構造物の新たな開口部設置等に伴う構造計算。ただし、受注者の都合による場合や受注者の責に帰すべき場合を除く。
- ⑦ 重建設機械等の支持力に係る地質調査を含む軟弱地盤の対策検討が必要となるもの

（ウ） 設計根拠の検討まで必要なもの

- ① 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- ③ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出
- ④ 設計図書に示された構造物の寸法、形状等の検討
- ⑤ 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断設図が示されており、その修正を行う場合とする）

※ 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする

## 7. 設計変更手続きフロー



## 8. 関連事項

### (1) 「条件明示」と「自主施工の原則」について

工事の円滑な執行を図るため、工事の施工に必要な工事目的物の構造や仕様等の事項は設計図書に条件明示されている。国土交通省直轄の土木工事については、対象となる工事を施工するに当たって制約を受ける当該工事に関する施工条件のうち、特に設計図書に明示すべき条件については、「条件明示について」（平成14年3月28日国官技第369号）の別表に示されている。条件明示している事項に、受注者の責によらない（やむを得ない）理由による変更が生じた場合は、発注者と受注者で協議して設計変更するなど適切な対応をすべきである。

一方、設計図書に明示されていない条件については、約款第1条第3項の自主施工の原則により、一切受注者の責任において施工させることができる。この場合、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者に委ねられ、その仮設、施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は発注者と受注者で協議して設計変更することができる。

### (2) 仮設、施工方法における任意と指定の取扱い

仮設とは、工事目的物を完成するために必要な手段であり、工事目的物を構築するため一時的に工事施工上使用するものをいう。

約款（第1条第3項）では、「この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定める。」と、受注者の責任施工が強調されており、一般的には工事発注にあたり任意仮設を原則としている。

#### ア 定義

(ア) 任意・・・工事目的物を施工するに当たり、受注者の責任において自主的に施工することができるもの。

(イ) 指定・・・工事目的物を施工するに当たり、設計図書のとおりに施工しなければならないもの。

(ウ) 仮設・・・工事目的物を完成するために必要な手段であり、工事目的物を構築するため、一時的に工事施工上使用するもの。

#### イ 指定仮設の要件

次の事項に該当する場合は指定仮設とすることができる。

(ア) 特殊工法又は特許工法等を採用する場合

- ・仮設工事に特殊工法又は特許工法、特殊な材料等を使用する場合は、設計条件、その他必要な事項を明示する。

例 

①	セーフティクライマー工法（NETIS登録工法）	・・・	法面掘削
②	トレヴィ工法（特殊工法）	・・・	トンネル補助（長尺先受工法）等

(イ) 関係官公署との協議により制約条件のある場合

- ・仮設工事を行うに当たり、河川法、道路法、道路交通法等の諸法規による協議で制約を受け、事前に条件が明らかな場合、又は契約後において条件が付されるか、若しくは条件変更等が予想される場合は、設計条件、規模、構造、工法等について明示する。

例

- ①一般交通に供する仮設物（仮橋等）
- ②河川堤防の仮締切
- ③道路及び鉄道に近接した仮設物 等

(ウ) 周辺家屋等第三者に配慮を必要とする場合

- ・仮設工事を行うに当たり、管理瑕疵、その他第三者に対し危害を及ぼす可能性がある場合は、規模、構造、工法等について明示する。

例

- ①市街地、人家連担地域における仮設物
- ②家屋重要構造物に近接した仮設物 等

(エ) 工事計画上必要となる場合

- ・仮設物が引き続きの後続工事に使用される予定が決まっている場合は、必要条件を明示する。

例 立坑、仮道路、仮締切、仮防護 等

(オ) 配水管布設替え工事等における仮設配管の取扱い

- ・水道工事における仮設配管は、配水管布設替え工事等を実施する際に、本設配管の布設が完了するまでの代替えとして一時的に布設するものであるが、管材の規格及び布設ルートについては、発注者の指示及び承諾により決定することから、任意仮設として取り扱わない。

任意仮設は受注者に自主的な選択権が認められており、実際に必要とされるものが受注者の予想に反したとしても、設計変更の対象とならない。

ただし、約款（第 20 条）に基づく受注者からの申し出により、事実・正当性が確認できる場合はこの限りではなく、また工事現場の地質、湧水等の「予期することのできない特別な状態が生じた場合」は、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができる。

表3 指定、任意の考え方と取扱い

区 分		指 定	任 意	備 考
設計図書		「施行方法等」を設計図書に具体的に明示したものの（契約条件）	「施行方法等」について設計図書に示さないもの（契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある）	「施行方法等」とは、構造、規格、寸法、工法等をいう
建設機械の機種及び規格		騒音・振動規制法に関する機械及び設計図書で指定したもの	左記の制約以外はすべて任意	積算基準により計上した機種・規格は「指定」とはならない
工事標識等 安全施設費		当該施工箇所特別に指定したもの	左記以外のものはすべて任意	
交通誘導警備員		当初設計又は工事着手時に、道路管理者及び交通管理者等との協議結果に基づく編成等、発注者が指示または承諾したもの	左記の編成と標準歩掛等に基づく施工日数により計上した設計数量は、「参考数量」とする	
施工方法等の変更		発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)	積算基準により計上した施工方法等は「指定」とはならない
設計変更の取扱い	施工方法の変更がある場合の変更	設計変更の対象とする ①	設計変更の対象としない ②	契約書第21条に関する設計変更
	当初設計に示した条件の変更	設計変更の対象とする ③	設計変更の対象とする ④	契約書第20条に関する設計変更

### (3) 交通誘導警備員の取扱い事例

交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の取扱いについては、表3に示すとおり、協議結果等に基づく編成は「指定」、標準歩掛等に基づく設計数量は「任意（参考数量）」とするなど、考え方が混在するため、参考として以下に事例を示す。

#### ア 当初設計の数量

$$\text{警備員B（昼間5名）} \times \text{標準歩掛等に基づく施工日数（30日）} = 150\text{名}$$

#### イ 設計変更の取扱い

(ア) 企業努力等により施工日数が少なかった場合【表3 ②に該当】

$$\text{警備員B（昼間5名）} \times \text{施工日数（25日）} = 125\text{名（設計変更の対象としない）}$$

(イ) 受注者の責による遅延により施工日数が多かった場合【表3 ②に該当】

警備員B(昼間5名)× 施工日数(35日) = 175名(設計変更の対象としない)

(ウ) 条件変更等により施工日数が多かった場合【表3 ④に該当】

警備員B(昼間5名)× 施工日数(35日) = 175名(設計変更の対象とする)

(エ) 交通管理者との協議結果、編成人数が減った場合【表3 ③に該当】

警備員B(昼間3名)× 施工日数(30日) = 90名(設計変更の対象とする)

(オ) 交通管理者との協議結果、編成人数が増えた場合【表3 ③に該当】

警備員B(昼間8名)× 施工日数(30日) = 240名(設計変更の対象とする)

#### (4) 不適切な取扱いの事例

##### ア 機械の規格選定に関する事例

(ア) 機械土工において、バックホウ(0.35m<sup>3</sup>級)で施工計画書が提出されたが、積算ではバックホウ(0.6m<sup>3</sup>級)を考えているので、現場に持ってくるよう指示した。

##### イ 機械の機種選定に関する事例

(ア) 切梁下の床堀において、特記仕様書には何も明記はなかったため、受注者がクラムシェル(0.6m<sup>3</sup>級)及びバックホウ(0.45m<sup>3</sup>級)にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がクラムシェル及び人力施工となっていることを理由に人力施工に変更した。

(イ) 下水道工事における小口径深礎工の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったため、受注者が油圧式クラムシェル(0.25m<sup>3</sup>級、テレスコピック)と人力の併用によって計画した。発注者が、積算では掘削は人力、揚土はトラッククレーン(5t吊)となっているので、このとおり施工するよう指示した。

##### ウ 仮設備の選定に関する事例

(ア) 都市工事において、受注者が防音ハウス(任意仮設)の検討を行った結果、個々のプラントのスリム化やレイアウトを工夫することによって、発注者が参考図として示していた規模より小さいもので施工可能であった。設計より安くなるという理由で参考図どおりに施工するよう指導した。

##### エ 施工効率等に関する事例

(ア) シールド工法や推進工事において、受注者の企業努力により標準歩掛を超えた日進量で施工できた。発注者が積算上の歩掛（日進量）を平均で超えることがないように指示し、日々の進行を調整しながら施工するように指導した。又は実際の日進量で減額の設計変更を行った。

(※上述の事例は、企業努力によるものであることから、シールド自体が本設（工事目的物）又は第三者による条件でない限り「任意」として発注すべきである。また偶然条件が揃うことにより安価な工法が実施できる場合（例えば、希少機械の調達ができる業者が受注した場合、特許工法権者が認める業者が受注した場合等）でも「任意」として扱うべきである。)

#### オ その他の事例

(ア) 工事目的物は当初と変わらないが、作業土工で施工した床掘り及び埋戻し土量が設計数量より少なかったため、実際の土量で減額の設計変更を行った。

(イ) 当初設計又は工事着手時に、道路管理者及び交通管理者等との協議結果により決定した編成と標準歩掛等に基づく施工日数によって、交通誘導員を計上していたが、受注者の企業努力等により標準歩掛日数より少ない日数で完了したため、実際の人数で減額の設計変更を行った。

(ウ) 当初設計又は工事着手時に、道路管理者及び交通管理者等との協議結果により決定した編成と標準歩掛等に基づく施工日数によって、交通誘導員を計上し、条件変更等が無かったにもかかわらず、標準歩掛日数より長い期間を要したとして、増額の設計変更を行った。

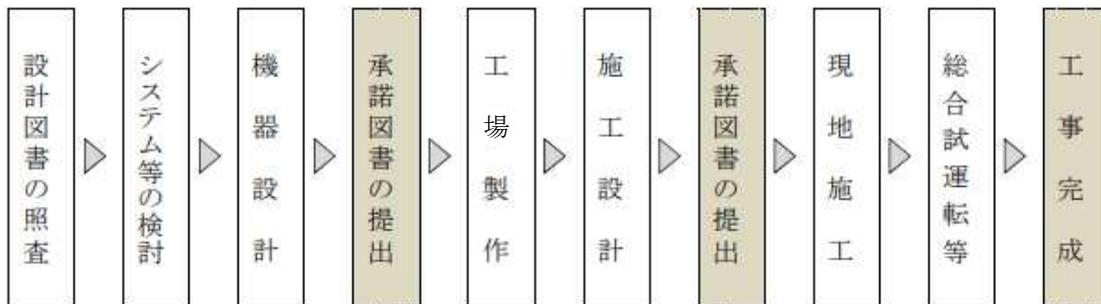
#### (5) 承諾図書の協議における設計変更手続

機械・電気設備工事では、設計図書において機器や施工に係る詳細仕様を規定していない場合が多いため、受注者は機器設計製作において「機器設計製作図書」及び施工設計において「施工設計図書」を承諾図書として発注者に提出し、発注者との承諾図書の協議により、詳細仕様を確定する。

その過程において、約款第 20 条第 1 項の各号のいずれかに該当し、設計変更の対象となる事項が判明した場合には、承諾図書の協議と並行し、設計変更に係る協議事項として打合せ簿等の書面による取扱いを行い、速やかに約款第 20 条に基づく設計変更に係る手続を行うことが必要である。

##### ア 契約後の概略フロー

機械・電気設備工事における契約後の概略フローは下記のとおりである。いずれの作業過程においても、約款第 20 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合は設計変更の対象となる。特に施工条件に係る事項（工事仮設備、代替仮設備等）については、設計変更を必要とする場合が多いことから適切な対応が必要である。



## (6) 設計変更に関する工事請負契約約款（第20条～第22条、第26条～第28条）

（条件変更等）

第20条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面により監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤びゅう又は脱漏があることを含む。）。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

4 第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号又は第2号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第3号又は第4号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第3号又は第4号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更がなされた場合において、発注者は必要があると認められるときは、工期及び請負代金額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を書面により受注者に通知し、設計内容を変更することができる。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用等を負担しなければならない。

(工事の中止)

第22条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第26条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(請負代金額の変更方法等)

第27条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第28条 発注者又は受注者は、工期内に日本国内における賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となつたと認めるときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。

2 前項の規定による申出は、請負契約締結の日から12月を経過した後でなければこれを行うことができない。

3 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、発注者と受注者が協議して請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。
- 7 工期内に日本国内においてインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を求めることができる。
- 8 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 第4項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

工事請負契約における  
設計変更ガイドライン

令和 6年12月策定